

松江市告示第 243 号

松江市障がい者（児）通勤通学等交通費助成事業実施要綱（平成 24 年松江市告示第 136 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 31 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(助成対象経費及び助成額)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>(1) 平成 24 年 4 月 1 日から<u>令和 4 年 3 月 31 日</u>までの間に、助成対象者が松江市コミュニティバスの定期券の購入に要した費用(障がい者割引後の額で購入したものに限る。)</p> <p>(2) 令和 2 年 4 月 1 日から<u>令和 4 年 3 月 31 日</u>までの間に、助成対象者が安来市広域生活バス(イエローバス)の定期券のうち、通勤定期券、通学定期券若しくは学期通学定期券(竹矢-安来線のものに限る。)又はシルバー定期券の購入に要した費用(満 75 歳未満の者にあつては、福祉サービスの適用を受けて 5 割減額後の額で購入したものに限る。)</p> <p>(助成の申請)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>(助成対象経費等及び助成額)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>(1) 平成 24 年 4 月 1 日から<u>令和 3 年 3 月 31 日</u>までの間に、助成対象者が松江市コミュニティバスの定期券の購入に要した費用(障がい者割引後の額で購入したものに限る。)</p> <p>(2) 令和 2 年 4 月 1 日から<u>令和 3 年 3 月 31 日</u>までの間に、助成対象者が安来市広域生活バス(イエローバス)の定期券のうち、通勤定期券、通学定期券若しくは学期通学定期券(竹矢-安来線のものに限る。)又はシルバー定期券の購入に要した費用(満 75 歳未満の者にあつては、福祉サービスの適用を受けて 5 割減額後の額で購入したものに限る。)</p> <p>(助成の申請)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>

(1) 令和4年3月1日以前 最終日から
令和4年3月31日まで

(2) 令和4年3月2日以降 令和4年3
月1日から令和4年3月31日まで

(1) 令和3年3月1日以前 最終日から
令和3年3月31日まで

(2) 令和3年3月2日以降 令和3年3
月1日から令和3年3月31日まで

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。